

上麻生中学校部活動保護者会規約

- 第1条 この会は、健全な部活動の育成を図ることを目的とする。
- 第2条 この会の会員は、上麻生中学校部活動の生徒の保護者とする。
- 第3条 この会の事務局は、上麻生中学校におく。
- 第4条 この会に次の役員をおく。
会長1名・副会長2名・書記・会計各1名・各部部長・副部長・顧問1名
- 第5条 会長・副会長・書記・会計はPTA役員の兼務とする。
- 第6条 各部に部長1名・副部長1名をおく。
部長・副部長の選出は、各部ごとに選出する。
- 第7条 本会の会計は、PTA会計補助金を以てあてる。
会計年度はその年の4月1日から翌年の3月31日とする。
- 第8条 本会の会計決算報告は、年度始めの総会で行う。
- 第9条 本会の会計監査は、PTA監査委員に依頼する。
- 第10条 規約の変更は、役員で協議決定し、総会において報告しなければならない。
- 第11条 この規約は、他に内規をおく。

内 規

- 第1条 本会の総会は、PTA総会に併せて開くことを原則とする。
- 第2条 年度始めの部会で、次のことを決定する。
(1) 年間計画
(2) 経費の算出、部費の徴収方法
- 第3条 各部の部長・副部長は、7月に紙上投票によって選出する。
- 第4条 会長は必要により、総会・役員会を、部長は部会を招集することができる。
- 第5条 (1) 中体連以外の試合旅費や個人器具は個人負担とする。
(2) 中体連以外の送迎については、保護者各自の責任において行う。
- 第6条 本会は次の部会とする。
・野球部会・卓球部会・バレーボール部会
- 第7条 部会の設置及び廃止(休部)は、学校運営または部の人数の増減により、役員で決定する。
- 第8条 この内規は会長が学校と協議し、役員会で決定し、会員に文書で配布する。

付 則

- この内規は、平成 5年5月14日からとする。
平成 9年4月23日一部改正
平成14年4月23日一部改正
平成31年3月28日一部改正
令和 2年5月15日一部改正
令和 4年4月22日一部改正
令和 6年4月20日一部改正